

令和6年度第1回大山崎町地域公共交通会議次第

令和6年4月11日（木）午前10時
大山崎町役場 3階 防災会議室

1. 委員委嘱
2. 大山崎町長挨拶
3. 議事
 - (1) 会長の選出について
 - (2) 副会長の指名について
 - (3) 会議の運営について
 - (ア) 会議の公開について
 - (イ) 会議録の作成・公表・委員名簿の公表について
 - (4) 大山崎町の地域公共交通の現状について
 - (5) 今後の検討事項について
 - (6) 今後の進め方について

配布資料：

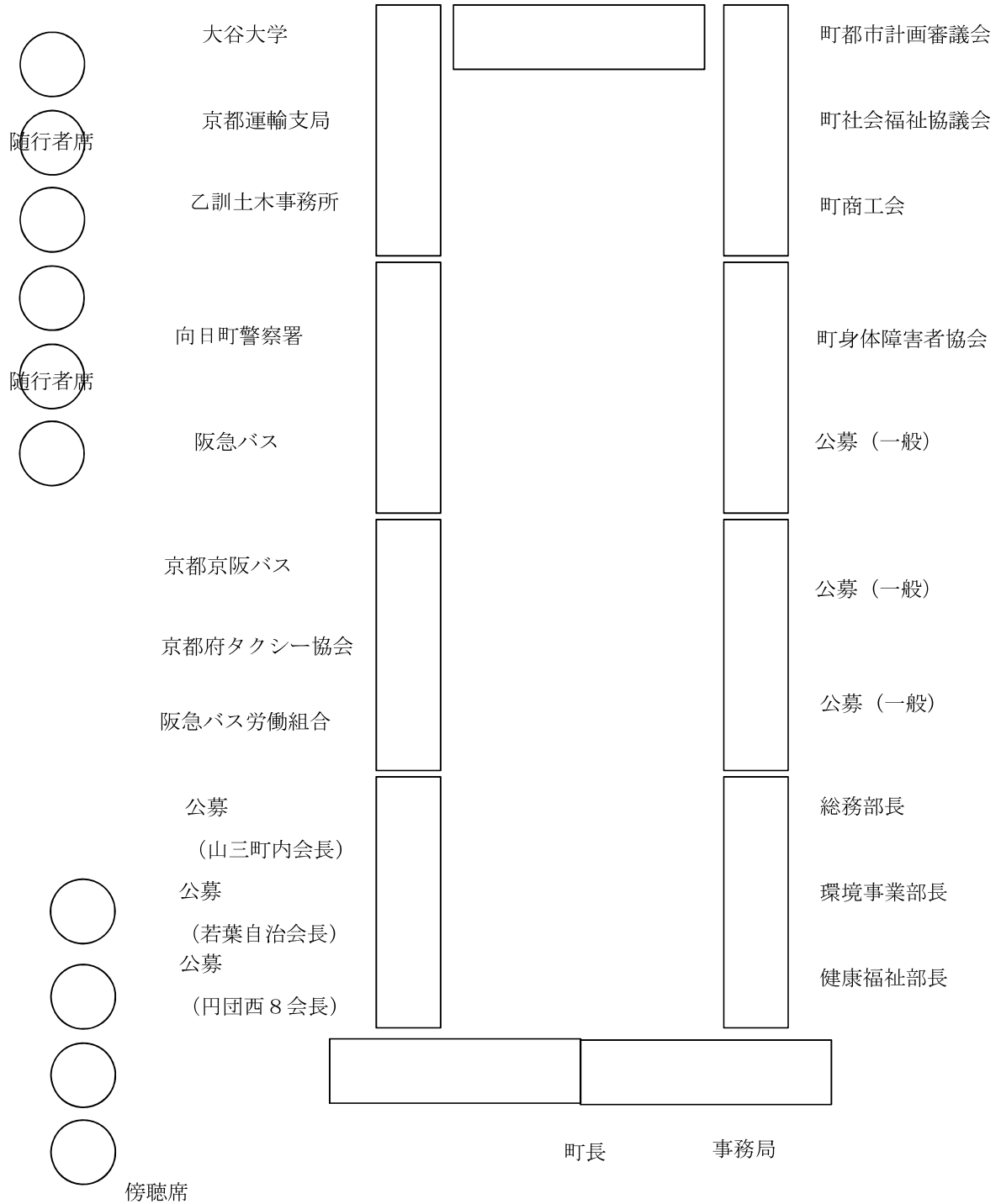
- ・ 会議次第（本資料）
- ・ 委員名簿
- ・ 座席表
- ・ 大山崎町地域公共交通会議設置要綱
- ・ 資料 会議資料
 - 資料1：地域公共交通会議とは
 - 資料2：公共交通マップ
 - 資料3：長岡京線（80・82系統）の運行について
 - 資料4：京都京阪バス路線図
 - 資料5：住民アンケートについて

大山崎町地域公共交通会議 委員名簿

(令和6年4月11日現在 敬称略)

区分	事業者名等	委員名	適用
公共交通事業者	阪急バス(株)	野津 俊明	営業企画部長 兼 新モビリティ推進部長
	京都京阪バス(株)	石川 秀一	管理部業務課 次長
	京都府タクシー協会	筒井 基好	会長
住民・利用者の代表	大山崎町社会福祉協議会	荻野 和雄	会長
	大山崎町商工会	齋藤 円	会長
	大山崎町身体障害者協会	恵嶋 幸子	会長
	公募委員(町内会長・自治会長)	奈良 敏雄	山三上町内会長
	公募委員(町内会長・自治会長)	梅野 智幸	若葉自治会長
	公募委員(町内会長・自治会長)	黒住 陽子	円団西2会長
	公募委員	小西 重和	一般公募委員
	公募委員	辻本 貴朗	一般公募委員
	公募委員	畑中 真	子育て世代公募委員
地方運輸局	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局	中野 幸太	首席運輸企画専門官
公共交通事業者の運 転者組織団体	阪急バス労働組合	石崎 宏司	副執行委員長
その他会議で必要と 認めるもの	大谷大学	野村 実	講師
	京都府乙訓土木事務所	藤原 康広	技術次長
	京都府向日町警察署	中西 祥之	交通課長
	大山崎町都市計画審議会	中田 貞之	会長
	大山崎町	武田 敦史	総務部長
	大山崎町	藤波 哲也	環境事業部長
	大山崎町	沖 和哉	健康福祉部長

令和 6 年度第 1 回大山崎町地域公共交通会議 座席表



大山崎町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、大山崎町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者
- (6) その他交通会議の運営上必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 交通会議は、地域公共交通に関する専門の事項を調査し、協議を行うために必要
があると認めるときは部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員等をもって組織する。

3 部会長は、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 部会は、部会長が招集し、議長となる。

7 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は協議の結果を交通会
議に報告しなければならない。

(幹事会)

第8条 交通会議は、会議の運営等に当たっての事項を処理するために必要があると認め
るときは幹事会を置くことができる。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は幹事の互選によりこれを定める。

4 幹事長は、幹事会の事務を総理する。

5 幹事長に事故があるときは、あらかじめその指名する幹事がその職務を代理する。

6 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。

(会議の公開)

第9条 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会長が、公開することにより会議
の運営に支障を来す恐れがあると認めた場合は、交通会議の一部又は全部を非公開とす
ることができる。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当
該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、総務部企画財政課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が
交通会議に諮り定める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行日以後最初に招集される交通会議は、第6条の規定にかかわらず町長が
招集する。

附 則 (平成24年告示第13号)

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

資料1

地域公共交通会議とは

○地域公共交通とは

地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関
(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第2条)

○設置目的

地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。(道路運送法の規定に基づき設置)
(大山崎町地域公共交通会議設置要綱第1条)

○協議事項

- ① 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送（路線バスや乗合タクシー等のこと）の態様及び運賃・料金等に関する事項
- ② 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- ③ 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(大山崎町地域公共交通会議設置要綱第2条)

※町運営有償運送は、住民の日常生活における移動手段を確保するために町が自家用車を用いて有償で運送する仕組みです。

公共交通マップ

資料 2

長岡京市・大山崎町



問い合わせ先

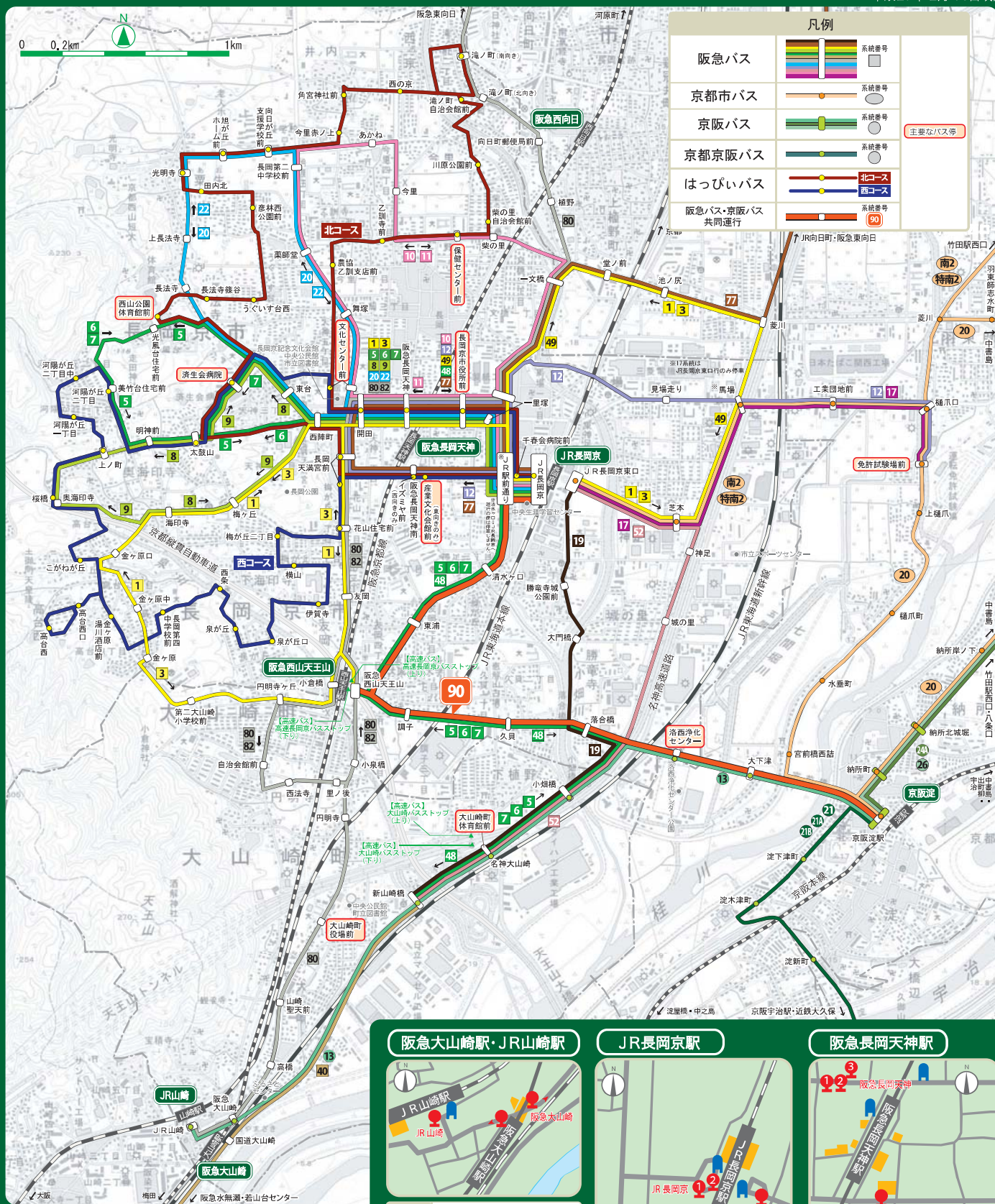
長岡京市建設交通部交通対策課
Tel.075-955-3160

大山崎町総務部政策総務課
Tel.075-956-2101

作成

南部広域バス利用促進協議会
京都府・京都市・長岡京市・大山崎町

平成25年12月21日作成
平成27年 2月 15日改訂



「この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)及び数値地図2500(空間データ基盤)を複製したものである。
(承認番号 平25南機第535号)」

長岡京線（80・82系統）の運行について

資料 3

1. 路線の概要

① 運行系統と回数

- ・ 阪急東向日駅～滝ノ町～JR長岡京駅～阪急長岡天神駅～阪急西山天王山駅～円明寺～JR山崎駅（80系統） 7往復/日
- ・ 円明寺ヶ丘→里ノ後→阪急西山天王山駅→阪急長岡天神駅→JR長岡京駅（82系統） 2便/日…平日のみ運行

② 停留所（大山崎町域内）

- ・ JR山崎駅、阪急大山崎駅、山崎聖天前、大山崎町役場前、円明寺、小泉橋、円明寺ヶ丘、自治会館前、西法寺、里ノ後

2. 廃止の経緯

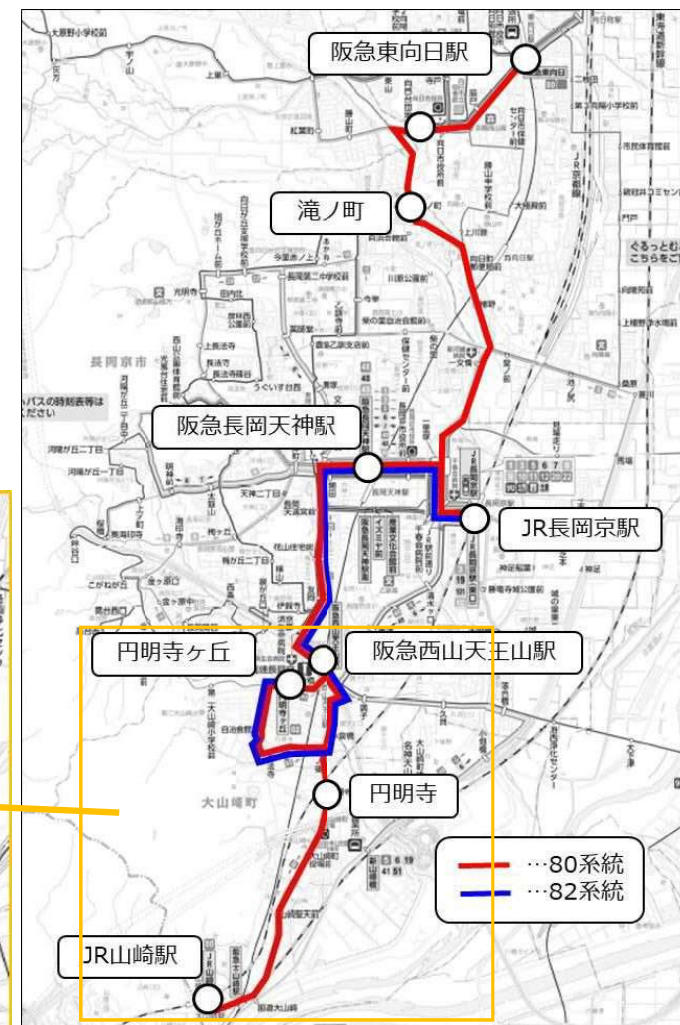
バス事業の経営環境は、利用者の減少傾向に歯止めがかからず、貴町域を運行するバス路線についてもご利用が少なく長年不採算を抱えている状況である。これまで経費削減策や運賃改定等を講じながらバス路線を維持してきたものの、収支改善の兆しが見えない中で、2022年6月に路線の再編成と運賃改定を実施したが抜本的な解決が図られていない。

また一方で、運転士の要員不足は加速度的に厳しさを増しており、この問題は一朝一夕では解決できない事案であることから、限られた要員による運行可能な輸送規模が定まり、その資源をもって運行エリアの選択と集中をせざるを得ない局面を迎えることとなっている。さらに、本年4月には働き方改革関連法に則り、運転士の時間外労働の上限規制等が施行されることになり、その対応は全体の労働力に大きな影響を及ぼすことになっている。

以上の事由により、路線廃止の考えに至った。

3. 近年における見直し

- ・ 2013年12月：路線の再編成
- ・ 2019年 5月：運賃改定
(初乗り150円を170円に値上げ)
- ・ 2022年 6月：路線の再編成・運賃改定
(初乗り170円を180円に値上げ、
長岡京市域にまたがる路線は230円)



Kyoto Keihan Bus Route Map

資料 4



資料5

住民アンケートについて

対象者数：500 名（子育て世帯・高齢者など）

※無作為抽出による

実施方法：郵送（回答については町公式 LINE でも受け付ける）

実施時期：4 月下旬～5 月上旬

テ ー マ：日常の移動に関するアンケート

趣 旨：日常の移動手段だけではなく、同居の家族の有無など、その方を取り巻く環境などの項目も設定し、どういった方がどういったことで困っているのか、移動手段にどのような制約があるのかを把握するもの

主な質問項目

- ・ 日常の移動（行先・頻度・時間帯・交通手段など）
- ・ 買い物（行先・頻度・交通手段など）
- ・ 通院（行先・頻度・交通手段など）
- ・ バス・タクシーの利用頻度、バス・タクシーに対する意見など
- ・ 家族構成（同居の家族がいるかなど）
- ・ 居住地区 など